



志摩市告示第 82 号

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 2 1 及び児童福祉法第 2 4 条の 2 9 の規定に基づき、次のとおり特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定更新をしたので、志摩市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年志摩市規則第 4 4 号）第 6 条の規定により公示します。

令和 8 年 4 月 1 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



1. 事業者の名称及び所在地

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会
三重県志摩市阿児町鵜方 3 0 9 8 番地 1

2. 事業所の名称及び所在地

相談支援センターつなぐ
三重県志摩市阿児町鵜方 3 0 9 8 番地 1

3. 指定年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 指定の種類

特定相談支援、障害児相談支援

5. 事業の主たる対象者

特定なし

6. 事業所番号

2 4 3 2 9 0 0 5 3 4（特定相談支援）

2 4 7 2 9 0 0 0 7 1（障害児相談支援）